

兵庫県中学校総合体育大会並びに兵庫県中学校新人種目別大会における 「引率者としての外部指導者」及び「外部コーチ」に係る細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に「外部指導者」や「外部コーチ」および他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

1 本細則における引率業務とは

当該学校長と生徒引率に係る契約及び引率者自身等による傷害保険契約を保険会社等と締結した二十歳以上の者が、所定の場所と試合会場等との移動時において、生徒を安全に誘導指揮するとともに、試合会場等における生活指導を行う業務とする。

2 引率者としての外部指導者の規定

- (1) 当該校長が認めた二十歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う）がなされていること。
- (2) 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- (3) 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、**各地区会長**または**各競技部部長**から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す等の対応を検討する。
- (4) この規定以外のことは、各競技専門部の規定及び大会要項の通りとする。

3 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。

- (1) 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
出場校の校長は、様式2、3、5、7により手続きを行ったうえで、県事務局及び県競技部に様式1をもって報告する。
- (2) 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
出場校の校長と当該中学校体育連盟競技部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
その際は、様式2、3、4、5、6、7により手続きを行ったうえで、県事務局及び県競技部に様式1をもって報告する。

4 「外部コーチ」の規定

- (1) 当該校長が認めた信頼できる二十歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者であること。なお、事前に校長との間で「外部コーチ」としての契約がなされていること。
- (2) 当該校長は指定された時期までに「様式8」に必要事項を記入して兵庫県中体連事務局と関係競技部へ定められた期限までに提出すること。
- (3) 「外部コーチ」に規定違反、不適切な言動等があったときは、**各地区会長**または**各競技部部長**から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す等の対応を検討する。

- (4) 「外部コーチ」は複数校の外部コーチにはなれない。
(水泳飛び込み、体操・新体操、卓球(アドバイザー)、スキーは除く)
※兵庫県中学校総合体育大会開催基準要項8(6)による
- (5) この規定以外のことは、各競技部の規定及び大会要項のとおりとする。
- (6) 「外部コーチ」に、監督の資格は認めない。

5 生徒の大会参加に関わる全責任は校長が負う。

6 引率上の留意点及び大会会場における留意点

(1) 引率上の留意点

- ア 引率時は、公共交通機関を利用する。
- イ 引率の経路(経由地を含む)については、当該校長が提示する合理的な経路とする。
- ウ 「引率者としての外部指導者」及び「外部コーチ」は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは本人が行い、費用は原則として自己負担とする。
- エ 「引率者としての外部指導者」及び「外部コーチ」の費用は、原則として自己負担とする。
- オ 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
- カ 「引率者としての外部指導者」で監督を依頼された者は大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに当該校の校長に行う。
- キ 宿泊する場合は、学校(大会本部)より指示された宿舎とする。

(2) 大会会場における留意点等

- 「引率者としての外部指導者」及び「外部コーチ」は、次のことに留意すること。相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命ずる。
- ア 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
- イ 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- ウ ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。
- エ 大会会場の後片付け等、競技役員から依頼があった場合は協力する。